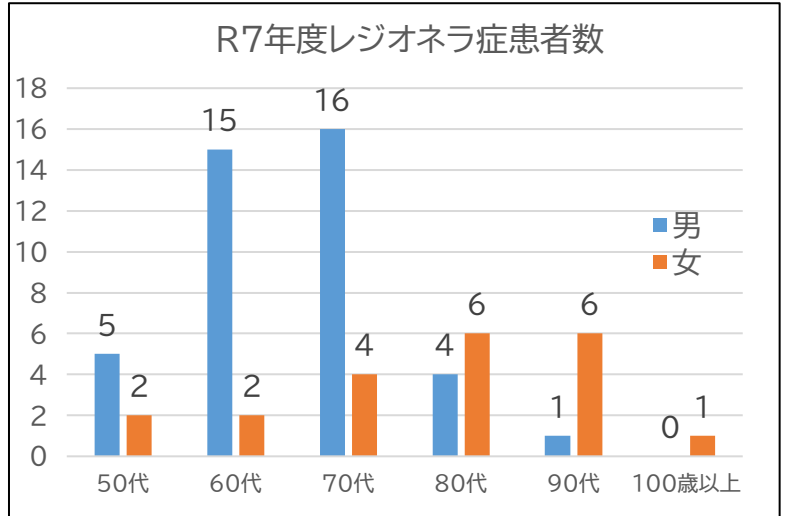
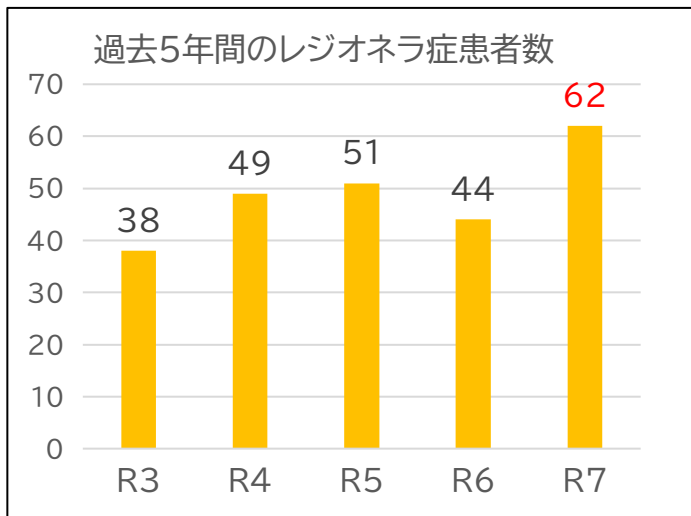


1 横浜市でのレジオネラ症発生状況



2 レジオネラ症とは

(1) 症状

レジオネラ症とは、レジオネラ属菌を含む水しぶきを吸入することが原因で起こる感染症です。高熱や呼吸困難などの症状が現れる「レジオネラ肺炎」と、発熱や筋肉痛などの症状が現れる「ポンティアック熱」に分けられます。一般的に高齢者や呼吸器疾患をお持ちの方などが感染しやすい傾向があります。レジオネラ肺炎の場合は急激に症状が悪化し、亡くなる場合もあります。

(2) 感染経路

通常、ヒトからヒトへの感染はありませんが、浴場設備や給湯設備など、お湯が滞留する場所でレジオネラ属菌が増殖し、感染原因となることがあります。

国内では、家庭用のポータブル加湿器が原因となった事例や冷却塔を原因とした集団感染事例が発生しています。

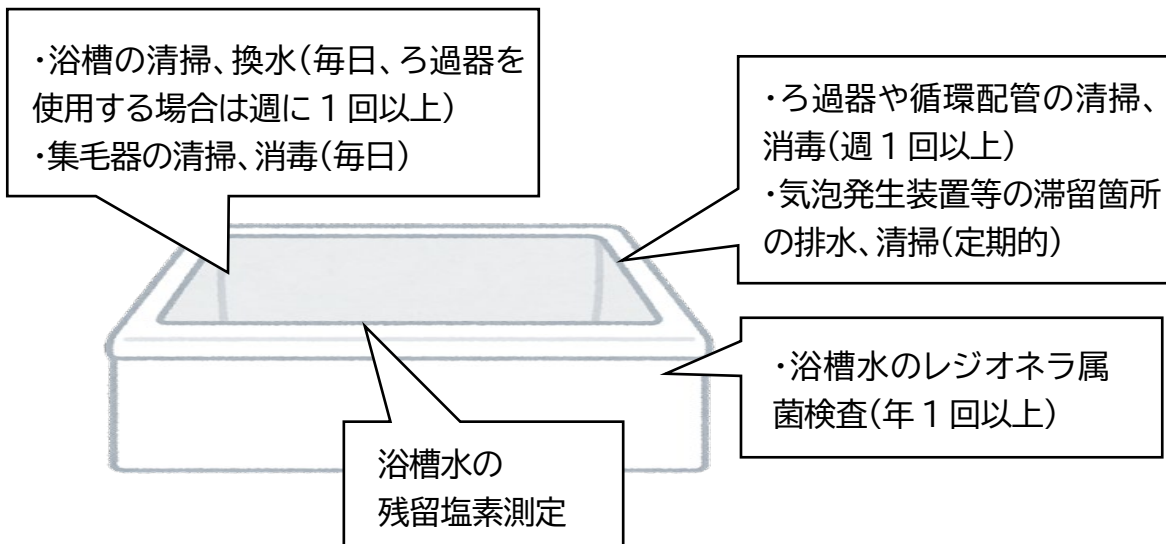
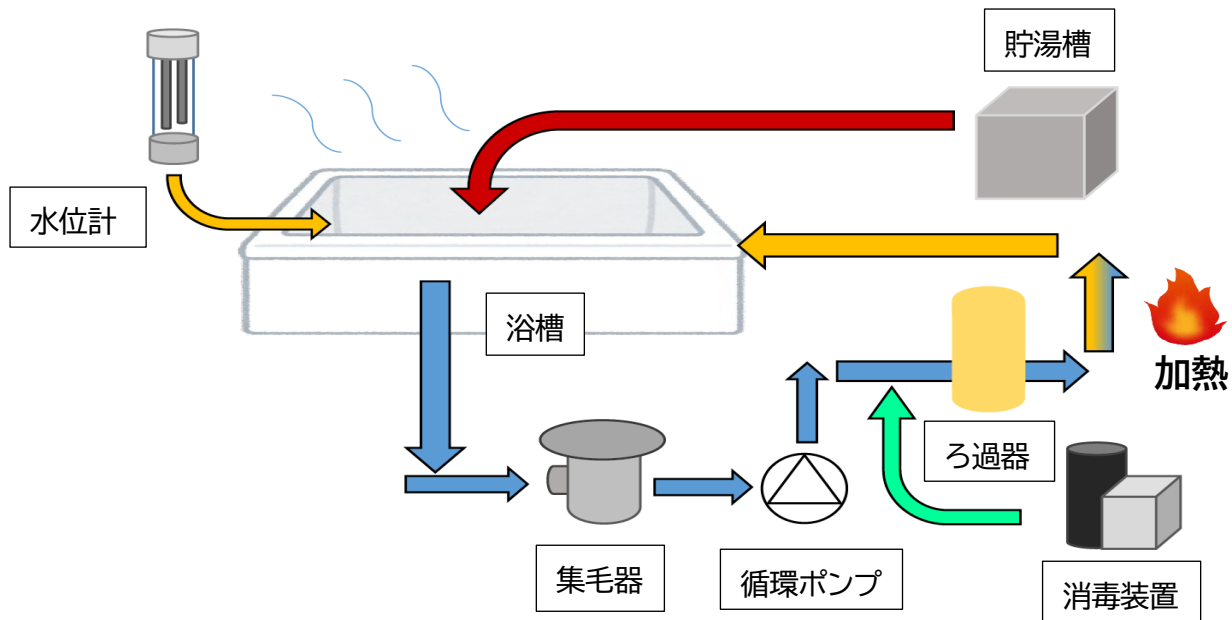
3 設備の管理について

レジオネラ症を防ぐためには、お風呂や加湿器などの日常的な清掃に加え、専門的な維持管理も必要です。「横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱」で定める管理方法は、以下の通りです。

また、これらの管理を実施した記録等を作成し、設備の適切な維持管理を行いましょう。

(1) 循環式浴槽設備

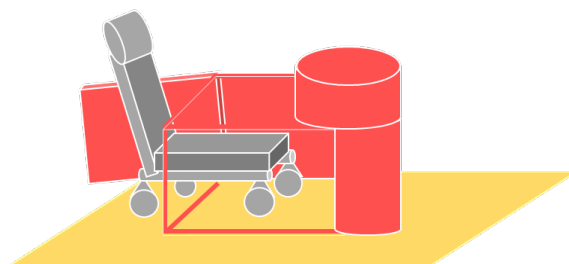
浴槽の湯をろ過器を通して循環させることにより、浴槽内の湯を清浄に保つ浴槽設備や、加温のため循環させている浴槽設備が該当します。



(2) 機械浴槽(特別浴槽)

機械浴槽は複雑な構造であることが多く、清掃が不十分になりやすいです。

管理の内容
機械浴槽の製造者が作成する機器取扱説明書を基本に、設置者と製造者が連携して、機械浴槽ごとに具体的な維持管理手順書を策定する
1年に1回以上、浴槽水のレジオネラ属菌水質検査を実施する(※循環式のみ)



●シャワーヘッド



管理のポイント

定期的に通水し、お湯が溜まらないようにする

スポンジやブラシを使って表面を清掃する

部品を取り外せる場合は分解し、消毒薬に浸け置きするなど、内部の汚れを取り除く

●追いだき機能付浴槽



管理のポイント

利用者ごとに換水する

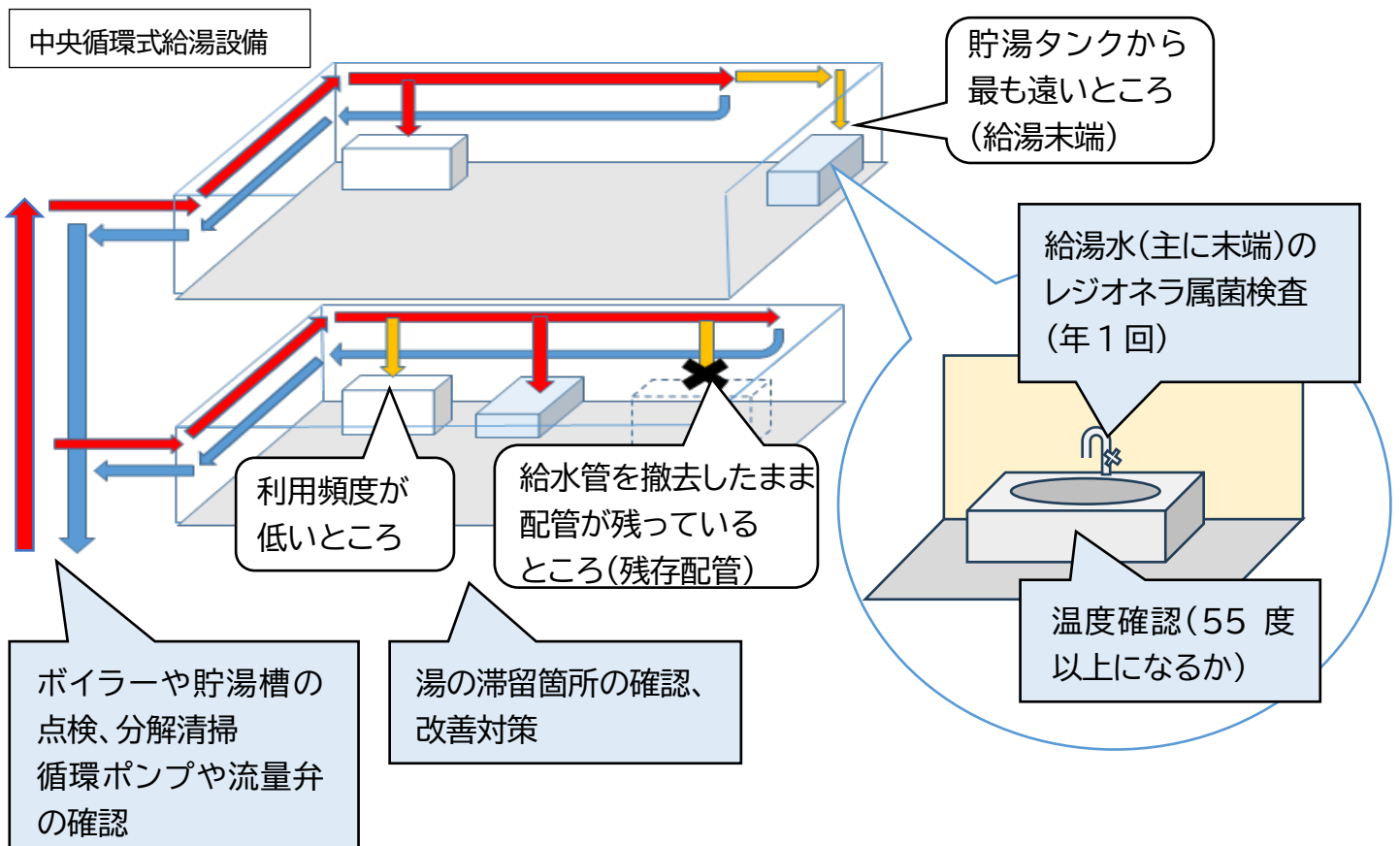
ぬめりが生じないように、洗剤やスポンジを使って清掃する

追いだき配管は洗剤等を利用し、定期的に汚れを排出する

※メーカーの取扱説明書を確認しましょう

(3) 中央循環式給湯設備

給湯・返湯配管を設けて建物全体にお湯を供給する設備のことです。滞留し、お湯の温度が下がった箇所が増殖したレジオネラ属菌が、設備全体に広がるおそれがあります。



(4) 冷却塔

空調機と組み合わせることの多い冷却塔は、外部からレジオネラ属菌の汚染を受けやすく、増殖したレジオネラ属菌が周辺に飛散しやすい設備です。国内外を問わず、冷却塔は大規模な集団感染の原因となった事例が発生しています。



管理の内容	頻度
化学的洗浄	使用開始前 (使用終了後も実施が望ましい)
清掃及び点検	使用期間中の月 1 回
①抗レジオネラ用薬剤を使用し、冷却水の菌数を制御する ②冷却水を過度に濃縮させないため、冷却水を適宜強制排水する ③スケール防止、腐食防止及びスライム防止のため、薬剤による水処理を行う	使用期間中に状況に応じて実施
レジオネラ属菌水質検査	使用期間に応じて年2回以上(※)

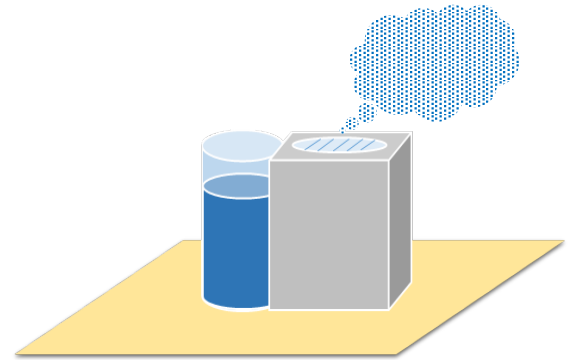
※ 冷却塔の運転期間により水質検査の時期が下表のとおり異なります。

冷却塔の運転時期	水質検査の時期
ア 夏期のみ	1回目:冷却塔運転開始から2～3週間後 2回目:7月～8月の間 3回目以降:菌数の変動を把握できる適切な時期
イ 通年	菌数の変動を把握できる適切な時期 (うち1回は7月～8月の間に実施)

(5) 加湿装置

●ポータブル加湿器

管理のポイント
水道水を使用する
タンクは毎日換水・清掃し、内部にぬめりが生じないようにする
使わないときは水を抜き、よく乾燥させる
メーカーの取組説明書に従って管理する



※その他、レジオネラ症発生防止のため維持管理が必要な設備については、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱を解説したパンフレット「ストップ！！レジオネラ」をご確認ください。



4 日常管理の記録等

レジオネラ属菌の増殖を防ぐために適切な管理を必要とする設備については、性能や配管系統図、管理責任者などを明確にした管理台帳や日頃の管理方法を明らかにした管理手引書、清掃・消毒の記録票などを備え、計画的に管理することが重要です。横浜市ホームページではこれらの作成様式例を掲載していますので、施設で利用する設備に合わせ作成し、設備や管理者の変更があった場合は見直しを行いましょう。

5 緊急時の対応

施設の利用者にレジオネラ症が疑われる場合や、設備からレジオネラ属菌が検出された場合には、直ちに所在区の区福祉保健センター生活衛生課へ連絡してください。施設では利用者の健康状況を調査し、設備の利用を中止して清掃・消毒などを行い、再検査を行ってください。また、レジオネラ属菌が増殖した原因を究明し、再発防のため、管理方法の見直しを行ってください。

【問い合わせ先】医療局生活衛生課

TEL:045-671-2456

e-mail:ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp

